

## 『奥州後三年記』について

樋口知志

### はじめに

『奥州後三年記』（以下『後三年記』と略称）は十一世紀後期に奥羽北部で起こったいわゆる後三年合戦（一〇八三―一〇八七）の顛末を記した書であるが、同合戦と対をなす前九年合戦（一〇五一―一〇六二）の顛末記である『陸奥話記』（以下『話記』と略称）とは体裁や記述スタイルなど多くの点で様相を異にする。すなわち『話記』が漢文体の硬質な文章で書かれ、しかも叙述中に公文書が多用されているのに対して、『後三年記』の方はわりあい素朴な和漢混淆文で書かれ、筋立てや場面の展開にも多分に物語的要素が色濃い。

本書のそうした特徴は周知のように、本来『後三年合戦絵詞』の詞書として伝存したものであることに起因している。さわめて荒く概念的というならば、『後三年記』とは『後三年合戦絵詞』の詞書に対する一般的呼称であるということになる。したがって、『後三年記』の諸本には大きく分けて絵巻の模写本と、詞書のみを書写したものと二種がある。

なお『後三年合戦絵詞』とは、因幡鳥取藩主池田家旧蔵で現在東京国立博物館に所蔵されている南北朝期成立の絵巻<sup>1</sup>（以下東博本『絵詞』と略称）を原本とする。同本はこれまでの研究成果によれば、現状では全六巻のうち後半三巻分（第四・五・六巻）を存し、前半三巻分（第一・二・三巻）が欠失しているものとみられるが、付属する序文に「于時貞和三年、法印大僧都玄慧、一谷の衆命に応じて大綱の小序を記すといふことしかり。」と所見することより、一般には貞和三年（一三三七）に僧玄慧を中心として制作されたものと考えられている。しかしながら、その成立以前にも後三年合戦を描いた同様の絵巻があったらしいことは、『吉記』承安四年（一一七四）三月十七日条に静賢法印が後白河院の院宣によって制作した「義家朝臣為陸奥守之時、与彼国住人武衡・家衡等合戦絵」のことがみえ、『康富記』文安元年（一四四四）閏六月二十三日条に当時仁和寺御室の宝蔵の所蔵となっていた承安元年（一一七一）静賢法印・絵師明実制作の所伝をもつ『後三年絵』なる全四巻の絵巻の存在が知られることより明らかである。すなわち東博本『絵詞』に先行する絵巻が、後白河院政期の承安元年頃に成立していたらしいことが窺えるのである。

しかるに、現在の研究状況においては、東博本『絵詞』と現存しない承安本『後三年絵』との関係の親疎についても研究者間で十分な意見の一致をみていない。また現存する諸本のほとんどが東博本を祖本としているとの指摘がよくなされるが、果たしてそれらの中に承安本より何らかの影響を受けたものが存在するか否かという点についても、十分な写本調査がおこなわれてきたとはいいがたい従来においては解答は保留されたままであった。

さらに、東博本の現状では失われている物語冒頭部を含む一部分が、寛文二年（一六六二）刊『奥羽軍志』所収本（以下寛文二年刊本と略称）と『群書類従』所収本（以下群書類従本と略称）の二刊本には翻

刻されており、その部分の文章はいつたい何に依拠していたのかという難問も伏在している。同部分はこれまで後三年合戦の濫觴について論じられる際に史料として必ず取り上げられていたものであるが、実はその史料的素性について十分な考究がなされてきた訳ではなかったのである。

また近年になり、承安本『後三年絵』よりもさらに古い物語原本の存在を推定する見解が提出されるに至って、『後三年記』研究は新たな研究段階へと飛躍しつつある。すなわち『後三年記』の原本は後三年合戦の当事者でもあった奥州藤原氏初代清衡の影響下で十二世紀前期に成立したとする新説の出現が契機となつて、同書の史料的性格や信憑性の問題についてより一層深く掘り下げられることとなり、ひいては後三年合戦の性格や史的意義をめぐる実証的研究において史料批判の質的向上がもたらされることもなつた。しかしながら、この説は国文学研究者の間では今なお一仮説としての位置づけを与えられるに留まつており、依然として『後三年記』本文を南北朝期成立の物語と捉える向きも強い<sup>5)</sup>。

本稿では、以上のような未だ十分な解決をみたとはいえない二、三の問題が付随する『後三年記』について、文献それぞれ自体のありやうに即した基礎的考察をおこないたい。

## 一 書名

すでに述べたように『後三年記』の諸本には絵の有るものと無いものとがあるが、絵のない詞書のみ諸本には「奥州後三年記(序・上・中・下)」の標題(多くは内題)をもつものが多い。そうした標題をもつた諸本は全て序文と物語冒頭部を含む一部分をともなつていて、い

れも寛文二年刊本が群書類従本の転写本とみられる。その類の本のうち特筆されるべきものには明和七年(一七七〇)伊勢貞丈筆写本の系統の諸本があり、寛文二年刊本を転写した本文に貞丈による校異や注記が付されている。

他方それらより古態の本文をもつ一群には、「武衡記 一名奥州合戦記」「陸奥話後三年記」「後三年記」「後三年詞書」「奥州武衡記録」「奥州後三年合戦記」などの標題をもつものがあり、いずれも東博本『絵詞』の詞書を祖本とするものらしく、序文や冒頭部の文章は含まれておらず、しかも先に挙げたグループが皆漢字・草体かな交じり文で書かれているのに対して、大部分が漢字・カタカナ交じり文で書かれている点に特色がある。

諸本についての詳細は後述するとして書名の問題に戻れば、前者の諸本の標題にみられる「奥州後三年記」という書名は寛文二年刊本・群書類従本の標題と共通しており、それらより踏襲されたものであることが明らかである。この書名の成立については不明な点が多く、案外古くに遡る可能性も無いともいいたいがあるいは寛文二年刊本の原稿作成段階において選ばれたものであった可能性も決して低くない。

一方絵をともなう東博本『絵詞』の模写本に付された標題についてみて、「後三年軍記」「後三年軍記絵巻」「後三年絵詞(絵巻・絵巻物)」「奥州後三年絵巻並絵詞」「後三年役絵巻(絵巻物)」「後三年合戦絵詞」「後三年合戦絵詞(絵巻・絵巻物)」「奥州後三年合戦絵巻」「八幡太郎絵詞」「八幡太郎草紙」など数々ある。それらの祖本である東博本の標題をみると、上箱の黒漆銘には「八幡太郎草紙」とあり、内箱の金粉銘が「後三年軍記」、巻物の題が「八幡太郎絵詞(上・中・下)」と三様の名称が確認され、さらに下巻末尾に記された持明院基時の手になる元禄十四年(一七〇一)の修理銘には「後三年軍記書画三巻」と所

見していて一定しておらず、いずれも成立時点よりも後世に付された書名である可能性が高い。また序文の中にも本来の書名とみられるものも見出せない。なお同『絵詞』のことは、後述のように『実隆公記』永正三年（一五〇六）十一月十二日条に所見し「後三年合戦武衛家衛対治事絵」と呼ばれており、また『看聞日記』永享三年（一四三二）三月二十三日条で、記主後崇光院が子息後花園天皇のために勧修寺門跡より借り受けた絵巻の中にみえる「後三年合戦絵六卷」も同じく東博本そのものであったと考えられている。よって東博本に対する現在確認できる最古の書名は『後三年合戦絵』であったことになる。

書名そのものの問題からはやや外れてしまいが、ここで古くより様々な議論がおこなわれてきたところの、「後三年」の語や概念の成立をめぐる問題について考えておきたい。

本来前九年合戦に対する一般的呼称は「奥州十二年合戦」であったが、その後この語が前後二合戦に対する総称であるとする誤解を生じ、「十二年合戦」が前後に割り振られた結果、各々「前九」「後三」と呼びなされるに至ったのであろうと考えられている。しかるに十二年が何故九年と三年とに振り分けられたかという点に関しては、①としたる根拠なく単に大雑把に九と三とに数を割り振った、②前九年合戦の実質戦闘期間が九年間ゆえ「前九」とされ、十二より九を差し引いた残数によって「後三」の呼称が成立した、③後三年合戦における主たる戦闘が三年におよんだとの認識によって「後三」の名称が先にでき、それを差し引いた残数によって「前九」の呼称が成立した、④「前九」「後三」ともに両合戦における実質戦闘期間と解しうる、以上四通りの説がみられる。それらのうち③は、両合戦の実質戦闘期間の合計年数が前九年合戦の本来的呼称「奥州十二年合戦」の十二年と一致してしまふのが逆に不自然であり、両合戦の戦闘期間算出の仕方も辻褄合わせの感が強く従いがたい。よって問題は、「前九」「後三」のどちらか

一方が先行的に成立し他方が残数を以て呼ばれるようになったのか、それとも十二を適当に案分して「前九」「後三」の両呼称がほぼ同時に成立したかという点に絞られることとなる。

この点につき私は、「前九」よりも「後三」の方が先行的に成立したのではないかと推測する。そう考える根拠として、前九年合戦に対しては古来「奥州十二年合戦」という一般的呼称が存在したのに対して、後三年合戦に対しては古くは「義家朝臣為陸奥守之時、与二彼国住人武衛・家衛等合戦」（『吉記』承安四年「一一七四」三月十七日条）、「將軍三郎合戦」（『醍醐寺新要録』所引『慶嘉法橋記』建曆二年「一二一一」二月十五日条）などと称されていて、鎌倉時代前期までは一定した呼称がなかったらしいことが挙げられる。両合戦における父祖の戦功・武勇譚が、鎌倉時代の武士たちにとってまさに自己認識の拠り所としてきわめて重要な意味をもっていたことはいうまでもなく、すると義家の下で後三年合戦に従軍した父祖をもつ子孫たちによって、この合戦に対する通称の成立・普及が強く求められたとしても決して不思議ではない。笠原治氏は、延慶本『平家物語』や文保本『保元物語』において鎌倉権五郎景正の子孫である大庭・梶原一族が「後三年ノ軍」の語を用いていることを指摘しており、「彼等の史実では三年の戦役が認識されたと考えるべきであろう」と述べている。但し彼らの父祖が戦功を挙げた「戦役」は実際には前後二年に亘るものであって、三年におよんではいなかったと考えられるのであるが、あるいは「二年」では「十二年合戦」に比して過小な合戦であったかのようなネガティブな印象を与えかねないと考えられたために、一年水増しされて「後三年」と称されるに至ったものでもあったらうか。

また先にも触れた『看聞日記』永享三年三月二十三日条には、後崇光院が勧修寺より借り受け禁裏に送り届けた絵巻が「十二年合戦絵五卷、後三年合戦絵六卷、弥益大領絵」の三種であったことがみえ、半

井本『保元物語』下、為義降参ノ事にも「祖父ガ時、頼義十二年ノ合戦ヲス。親父義家三年ノ軍ヲス。」とあって、「十二年合戦」と「後三年合戦」との併存が確認される点もまた、先に「後三」が成立し、その対称語として後次的に「前九」が発生したとの見方にとってそれなりに適合的であるといえよう。

以上にみたように、「後三年」なる語は鎌倉時代のうちに端緒的に成立し、その後次第に普及していったものと考えられる。東博本『絵詞』は、序文を本物と信じるならば、「八幡殿の後三年の軍」なる語がみえることから本来の呼称にも「後三年」をともなっていた可能性があるが、平安末期成立の承安本については、『康富記』では「後三年絵」と称されてはいるものの、それが本来の呼称ではなかったことは疑いない。ましてや、近年その存在が論及されている物語原本に至っては、もしそれが存在したとしても、「奥州後三年記」とは全く異なる呼称で呼ばれていたと考えざるをえないであろう。

## 二 東博本『後三年合戦絵詞』

東博本『絵詞』は前述のように現在三巻を存し、各巻外題として「八幡太郎絵詞(上・中・下)」の墨書銘を有する。また各巻の末尾には「詞仲直朝臣」(上巻)、「詞左少将保脩」(中巻)、「詞従三位行忠卿/画工飛驒守惟久」(下巻)の書き入れがあり、各巻の詞書筆者と全巻の絵を制作した絵師の名を記したものと解される。『実隆卿記』永正三年(一五〇六)十一月十二日条に「自禁裏武備家衛辨治後三年合戦絵可二披見レ之由被レ仰レ之。一覽殊勝々々。詞源惠法印草也。/第一、尊円親王、第二、公忠公于時大、第三、六条中納言有光、第四、仲直朝臣、第五、保脩朝臣、第六、行忠卿」と所見し、記主三条西実隆らが実見したという禁

裏所蔵の『後三年合戦絵』の後半三巻と東博本『絵詞』とで、詞書筆写の名が全く一致する。このことより、東博本『絵詞』は十六世紀初頭に禁裏の所蔵に帰っていた『後三年合戦絵』と同一物であったと考えられており、またその点は東博本の詞書の筆跡についての書道史家による研究によってもある程度の裏付けが得られている<sup>15)</sup>。

次に同『絵詞』の伝来については、夙に和田英松氏が以下のような伝来過程を推定している<sup>16)</sup>。すなわち和田氏は、『看聞日記』永享三年三月二十三日条の『後三年合戦絵』と『実隆卿記』の『後三年合戦絵』(「東博本『絵詞』」)とを書名・巻数の一致を根拠に同一物と見なしたうえで、南北朝期に延暦寺で制作された同『絵詞』は後年勸修寺門跡の所蔵となり、次いで後花園天皇の頃より禁裏の所蔵となったが、その後朝廷に多額の献金をおこなった後北条氏に下賜され、天正十八年(一五九〇)七月豊臣秀吉によって後北条氏が滅ぼされた際に、北条氏直の妻であった徳川家康の娘普宇子がこれを実家へ持ち帰り、文禄三年(一五九四)彼女が池田輝政に再嫁した折に持参、爾後池田家の所蔵に帰したと論じている。禁中より後北条家へ伝来した理由については臆測の域を出ないが、後北条家より池田家への伝来に輝政室となった家康息女が介在していたことについては、元禄十四年持明院基時の修理銘や黒川真頼『訂正増補考古画譜』所引の本間游清『耳敏川』逸文などかなり具体的な所伝に依拠して、概ね信ずるに足りよう。また小松茂美氏は和田説を踏まえ、東博本が延暦寺から真言寺院の勸修寺に伝わった点について、後伏見天皇の皇子尊胤親王が天台座主であった貞和三年(一三四七)より観応二年(一三五二)までの四年間のうちに、兄宮である寛胤法親王が住持する同寺の宝蔵へ移されたのではないかと推察している<sup>17)</sup>。

ところで、東博本『絵詞』には現在序文一卷が付属している。通説では真物であるとされ、その中の「于時貞和三年、法印大僧都玄慧、

一谷の衆命に応じて大綱の小序を記すといふことしかり。」との文章によって、東博本が貞和三年に玄慧を中心に制作されたと解されてきた。しかしながらそれに対して笠榮治氏は、この序文は玄慧の作ではなく、後人が彼に仮託して書いたものと推測している<sup>18)</sup>。

笠氏も指摘するように序文に何らの疑点もない訳ではなく、①絵巻本体の三巻とは紙の寸法が若干相違する点、②池田家へ絵巻と一緒に伝来したかも不明である点、③序文の筆者は寛政六年（一七九四）森尹祥の序文奥書によれば御家流の祖尊円親王とされるが、『実隆卿記』の記事では尊円親王は第一巻の詞書筆者とされており、かつ序文の存在に言及されていない点、④「爰にみちのくに奥六郡を領せし鎮守府將軍清原武則か孫、荒河太郎武貞か子、真衡か富有の奢、過分の行跡より起りて、一族ながら郎徒となれりし秀武ふ□きうらみをふくみて合戦をいたす。其余殃広に及て、つゝに武衡・家衡をせめられしに」との序文の文章が、『康富記』文安元年（一四四四）閏六月二十三日条の物語粗筋と比較するにやや違和感があり、中間に欠失部が生じた後の詞書をもとに作文されたものと解せなくもない点などを挙げうる。だが右の四つの疑点はいずれも序文の信憑性を根本より疑わせる根拠にはなりがたく、また以下に詳述するように、貞和三年頃に天台僧玄慧が比叡山東塔南谷の衆議によつてこの絵巻の制作をおこなつたとする序文の内容はむしろ当時の政治的推移とよく対応しており、近世初頭頃に後人が捏造した虚構とするには手が込んでいて、あまりにも巧妙に出来過ぎていよう。やはり序文真物説に左袒せざるをえない。

笠氏は、足利尊氏による山門焼き討ち計画を建武四年（一三三七）に取り止めさせた玄慧の発案により、足利氏を源氏の嫡流として保証する思想を具備した同『絵詞』が延暦寺で制作されたとする河野秀男氏の見解を批判し、『太平記』巻第十八、比叡山開闢事で上杉重能が玄慧に発したとされる「有テ無益ノ者ハ山門也。無テ可能山法師也。但

山門無テハ叶マシキ故候哉覽。」などの言をみるならば当時山門の權威は地に墮ちており、「朱程の学者たる、そして源氏の立場の玄慧に、地に墮ちた鎮護国家の道場たる山門を、源氏の威光に比肩せしめて、源家中興の義家の事績を山門の徒の教養の資とするという」論理の組み立てはできないとして、玄慧制作説を否定している<sup>22)</sup>。しかしながら、『太平記』によれば玄慧は、延暦寺の存在意義について明確な道理を以て尊氏・義義らを説得し、その結果山門には旧領安堵の他に新領寄進さえ施されたとされている。山門の權威失墜を根拠に玄慧の『絵詞』制作への不関与を主張する笠氏の説には、聊かの疑問を禁じえない。

また笠氏が批判の対象とした河野氏の説についても、義家が朝廷より私戦の誹りを受け、何の勳賞もえられず空しく帰京した場面で物語が終わる『絵詞』の内容が、源氏の子孫にとつて手放しで歓迎されるものであつたとは如何にも考えがたく、この絵巻を山門が源氏の軍門に降つたことの証のように捉えることには大きな問題が伏在している。さらに序文中には「就中に清和御代、殊に吾山の仏法を崇御す。其往好を思ふに、流を斟ては必ず源を尋ぬへきことほりあり。況や又当時天下の静謐、海内の安全、しかしながら源氏の威光、山王の擁護なり。」とあり、源氏の威光は日吉山王の擁護によつて示現されていると説かれている。観応の擾乱（一三五〇―一五二）の前夜ともいえる当時は北朝政權もはなはだ体制的に脆弱であり、宮次男氏が論ずるように、南朝に対する優位を確立すべく、かつて親南朝勢力であつた比叡山を取り込もうと譲歩の姿勢をみせた足利氏に対して、天台僧玄慧はこの絵巻を制作することで山門の優越的立場を主張し、政治的圧力をかけたものと解することもできよう。私は宮氏の推論の方を強く支持したい。

以上のように、序文はやはり通説どおり東博本『絵詞』に本来的に付属していたと解されるのであるが、ここでこの序文が六巻中の第一

巻に相当するものか、それとも絵巻六巻に付属した別巻であったかという点が問題となる。かつて通説の座にあったのは前者で、序文の筆者が森尹祥によって尊円親王と考定され、『実隆卿記』に同親王が第一巻の詞書筆者とされていることを主たる根拠とするものであったが、現在では後者の見解がきわめて有力である。

なお序文の筆跡は「朝」「臣」「保」「行」「守」の五字が東博本各巻末の詞書筆者・絵師名の筆跡に酷似しており、しかも序文の文章には「後素精微のうるはしき丹青の花春常にと、まり、能筆絶妙の姿金石の銘、古にはつへからず。」のように、完成した絵を実見した後に草されたことを思わせる表現が散見するので、あるいは序文は六巻より成る絵巻の完成後に各巻末の追記と同時に書かれ、その筆者は尊円親王ではなかったように疑われなくもない。とはいえ筆跡の酷似は二人の筆者が同一書流の系統上にあることを示すに留まるのかもしれない。尹祥が序文を尊円親王の筆、各巻末の人名追記を尊円流の尊道王の筆と解したことにこの際あらためて注意を要しよう。結局のところ序文の筆者が尊円親王か否かは明証を欠くため分ならず、依然その可能性も残るのであるが、しかしながら詞書欠失部の分量は、『康富記』所載の物語粗筋を参考とすれば一巻ではやや少なく、二巻分ほどに相当するとみるのが穏当であると考えられることからも、絵巻本体はやはり六巻にて構成され、序文は別巻であったと推量することができるように思われる。

さて、次に取り上げるべきは、東博本の現状では失われているにも拘わらず、寛文二年刊本や群書類従本で翻刻されている物語冒頭部を含む一部分の本文の出所が何処であったかという問題である。「永保のころ、奥六郡かうちに清原の真衡といふものあり。」より始まる著名な文章を含む部分であるが、これらは果たして東博本の欠失部の文章と理解してもよいものなのであろうか。

『後三年記』諸本については次節で詳しく論じるが、詞書のみで写本で近世初期に遡る比較的筆写時期の古いものは皆東博本の現存部分だけを内容としており、一方当該部分を含む本文をもつものはほとんどが寛文二年刊本か群書類従本の転写本である。その中で唯一異彩を放っているのは東北大学附属図書館狩野文庫蔵本であり、「寛永丙寅冬十月七日：」の奥書日付と漢字カタカナ交じりの本文をもつ十七世紀中頃の書写とみられる写本であるが、他の漢字カタカナ交じり本文をもつ諸本が東博本詞書の現存部分のみを写すのに対して、同本は序文と当該部分の本文をともなっている。本文中の見出し(内題)は「奥劔後三年記序」(序文)、「奥劔後三年記上」(当該部分)、「陸奥話後三年記上」(東博本上巻)、「陸奥話後三年記中」(同中巻)、「陸奥話後三年記下」(同下巻)となっていて、標題が前二者と後三者とで大きく異なっているが、全文同一人の筆になるものと認められる。

問題となる当該部分の本文を参照すると、両刊本とは文字遣いの異なるところがかなりあり、より古態を示しているものとみられる。なお野中哲照氏は東博本の詞書において人名が例外なく全て漢字表記であることを指摘しているが、まさに狩野文庫蔵本の当該部分ではそれに逸脱するものがない。おそらく同本の当該部分は、両刊本に収載されている同部分の本文の祖本の様態を窺わせるものとみてよいのではなかろうか。

また、同本において序文と当該部分の見出しが「奥劔後三年記」という共通した標記に拠っている点に注目するならば、序文と当該部分とが一体となったある写本に依拠してそれらが書写されたのではないかと臆測される。東博本「絵詞」の前半三巻の伝来流転は一切不明であるが、巻毎に詞書筆者を異にする同「絵詞」のことであるから、中世後期に巻単位に分かたれて何人かの古筆蒐集家に所有されたことが想定されなくもない。あるいは御家流祖尊円親王の筆になる第一巻

と、尊円筆の伝承があった序文とが同一人の所有に帰することがあったために、近世初頭頃にそれらの内容を併せもった写本が存在しているのではなからうか。そしてそうした写本が狩野文庫蔵本や寛文二年刊本の筆写・翻刻に利用されたのではないかと、ここでは考えておきたい。

以上のように考えてくれば、『後三年記』現行本における当該部分はやはり東博本の欠失部分に相当すると推定されることになる。文字遣いや文法的用法などについて、東博本詞書と詳細に比較照合する作業が俟たれるところであるが、人名の漢字表記の徹底が両者の間で共通しているうえ、文章スタイルや全体的な印象などにおいてもあまり違和感を感じられない。しかも当該部分の文章の分量はほぼ東博本詞書の一分分に相当するのであるから、右の想定が成立する蓋然性は現時点でもかなり高いと称しても過言ではなからう。

### 三 諸本

まずは東博本『絵詞』と同様の絵巻の体裁をもつ模写本よりみていく。東博本下巻の末尾には「元禄十四年辛巳冬十月下旬」の日付をもつ持明院基時の修理銘があり、それによれば池田輝政の玄孫吉明が「後三年軍記書画三卷」（＝東博本）の経年劣化を懸念し、同年十月京都において修復せしめた。またその際故あつて東山天皇の天覧に供したところ天皇は感嘆し、その侍従でもあつた基時がこの奥書を加えたのであるという。なお現在東博本絵巻の模写本はかなり多く存在するが、そのほとんどはこの元禄改修以後に書写されたものと推定される。

逸翁美術館蔵本（標題「後三年絵巻物（上・中・下）」）には、「飛騨守惟久画／三卷之内／宝曆十庚辰年五月廿二日／画所預従五位下行内

蔵大允藤原朝臣光淳写之。」との奥書があり、宝曆十年（一七六〇）に宮廷の絵所預であつた土佐光淳が書写したものであることが知られる。

一方、宮内庁書陵部蔵本（松岡本、標題「奥州後三年合戦絵」）などの伊勢貞丈書写本系の写本奥書には、安永五年（一七七六）以前に「土佐家の門人住吉氏」が「惟久の真跡」（＝当時池田家所蔵であつた東博本）を元に制作した模写本が存在したことが記されている。住吉氏は幕府の御用絵師であり、東博本『絵詞』は京都土佐派・江戸住吉派の両流によって書写されていたのである。貞丈本系写本の奥書を、宮内庁書陵部蔵本によって次に掲出しておく。

右後三年軍記の書画は新井筑後守源君美の蔵本を其嫡孫邦孝に乞ひ借り、又別に善本を得て校合し、安藤定熙を頼みて模写しぬ。按ずるに東鑑に「承元四年十一月廿三日丁未奥州十二年合戦絵自京都被召下之、今日御覧、仲業依仰読申之」と見えたり。是鎌倉実朝公の代也。此巻物は即其時の物也。後三年記を見るに「武衡は国司追かへされにけりと聞て」といふ前に軍のおこりを載せたり。然れば此巻物古は五六巻はかりもありし成へし。今はた、此三巻のみ残り伝れり。

安永三年甲午二月廿七日

江府扈從隊士伊勢平蔵貞丈書

追記、安永五年丙申六月、土佐家の門人住吉氏の弟子板谷慶舟広矩か本を借り得て此本に校合せり。其本は住吉が惟久の真跡を伝写して、おほやけに奉りし時、私に一本を写しと、め置けるを、板谷の借写したる本也。今その板谷の本を以て我此本に校合するに、墨かきの地とり又珍しき鏝の威光などの色とりなどは同して其外の彩色は異なる所あり。いかなれはかく違ひやあるそと考るに、惟久か粉本を後に土佐光信か借写したる本世にあり。予か新井氏より借り写せし此本も又外に五六本見しも皆光信か本を借写したる本也。光信か比は墨書の地取をは大切の事にして彩

色などはあなかちにかかはらざりしにや。今我此本は光信か本に惟久か本のいろとりを加へたれば、何れの本ともかたつかぬ物になりしなり。これを校合するに改らるべきを改めつ。改かたきをはそのままにさし置きぬ。以後日別に惟久か真本を写すへしと思ふのみ。平貞丈記

これによれば、貞丈は新井白石旧蔵の絵巻（元禄補修以降に書写されたものか）を白石嫡孫の邦孝より借用し、別なる善本にて校合を加えながら安藤定熙（詳細不明、絵師か）に頼んで模写させたという。また小字追記の部分によれば、貞丈は安永五年（一七七六）六月に住吉氏の弟子板谷慶舟広矩の本を借り受けて自蔵本の校合に用いたが、その本は住吉氏が「惟久の真跡」を元に模写本を複数作成し、一本を「おほやけに奉りし」後も手許に残した私蔵の一本を広矩が借り受け写したものであったという。十八世紀の中頃には東博本『絵詞』の模写本がいくつか存在していたことは、他に藤原敬周・同豊久（ともに詳細不明）の制作にかかる模写本を底本として元文二年（一七三七）に書写した旨の奥書をもつ学習院大学図書館蔵本（乃木本、標題「八幡太郎絵詞（上・中・下）」）によっても窺われる。

さて、右の書陵部蔵本の奥書によれば、貞丈は東博本が『吾妻鏡』承元四年（一一二〇）十一月二十三日条の『奥州十二年合戦絵』の一部分に相当すると勘違いしており、さらに同本中の彼の手になる別の注記をみると、東博本絵巻を『吉記』承安四年（一一七四）三月十七日条の「義家朝臣為陸奥守之時、与彼国住人武衡・家衡等合戦絵」、すなわち承安本であると誤解していたことも読み取れる。また彼は白石旧蔵本を底本として模写した自蔵本と広矩蔵本とで彩色が異なっていた点について、広矩蔵本が惟久真筆にもとづくもので自蔵本は土佐光信による模写本を祖本とするものであるためと解している。勿論それは全くの間違いであり、本物の承安本絵巻は応仁・文明の乱の戦禍によって失われてしまったもののように、現在一片の零細な断簡すら

遺存していない。現存する絵巻模写本は全て東博本を祖本としているとみてよい。

なお、中尊寺蔵本（標題不明）は絹本に書かれた上巻一巻のみの模写本（第一・四巻目の絵と詞書を収める）であり、東博本に欠けている第一巻目相当部分の絵と詞書をもつ珍しいものであるが、寛文五年（一六六五）三月書写の旨が軸に書かれた墨書によって確かめられる。これは元禄補修よりも古いものということになるが、東博本上巻と共通する絵を見比べてみると彩色がまったく異なり、描線も細部でかなりの相違がみられる。後に述べるように、東博本絵巻は寛永三年（一六二六）に京都へ送られ披見されており、その際に何者かによって描かれた簡易なデッサンが同本の手本に用いられたのではなからうか。また問題の第一巻目相当部分の絵については、寛文二年刊本の挿図や『前九年合戦絵詞』の絵に構図の範を採ったと推定されるところがいくつもあり、残念ながら東博本の絵を写したのではなく、絵師の創作にかかるとはならないかと考えられる。中尊寺蔵本は軸の墨書より加賀金沢藩第四代藩主前田綱紀の下で書かれたと推察されるが、笠菜治氏によれば、前田育徳会尊経閣文庫蔵『桑華書志』中に綱紀が池田家に対して東博本絵巻の閲覧を鄭重に申し入れた旨の記事があるとのこと<sup>34</sup>であり、中尊寺本制作の後にも前田家において東博本の模写本が作成された可能性が<sup>35</sup>あろう。

ところで、東博本の現状において、上巻に錯簡が生じていることが夙に櫻井清香氏によって指摘されている<sup>36</sup>。すなわち現状で第一段（一五紙）と第三段（一四一九紙）との間に貼り込まれている第二段（六一三紙）は本来第四段（二〇二四紙）と第五段（二五二七紙）の間に位置していたと推定されており、櫻井氏が実見したある模写本はそうした本来あるべき排列順序で書かれていたという。なお現在までに私が目にした模写本は全て東博本の錯簡を踏襲したものばかりで



あり、残念ながら櫻井氏が参照した本と思しきものは未だ見出せていない。

それでは、次に詞書のみを内容とする諸本についてみていく。笠栄治氏は、寛永三年（一六二六）に当時池田忠雄が所蔵した東博本絵巻の詞書を書写した旨の奥書をもつ島原図書館松平文庫蔵本と神宮文庫蔵本に注目し、寛文二年刊本が同様の奥書を収載している点から、同刊本が東博本を直接参照して成ったのではなく、寛永三年に書写された詞書のみを写本を母胎として成立したと推察している。なお両本と同じ寛永三年の奥書をもった写本には、多和文庫蔵本と前出の狩野文庫蔵本の二本があり、そのうち前者には同年に書写をおこなった人のものらしい署名がみられる。

此記、不知何人作也。備史君平宰相忠雄卿所蔵本、図記三卷、上卷土御門文殿寄人仲直、中卷持明院左少将保脩、下卷世尊寺從三位行忠、各写其詞焉。図則画工飛驒守惟久筆也。予得偶見、不勝欣賞、写而留焉。其間假字遺等、一隨其本、真字以真字写、假字以假字写、不更一字。而又一校了。須為証本也。然彼以假字交中行字、此以片假字交真字。唯是之換耳。

此記、詞簡古而理較著。人僉曰、出平家物語下太平記上。予於此記亦云、出平家上。然只讀至拔千任之舌、踏武衡之頭、暴刑有害道義、所不満足于予心也。

此記、卷首旧本已脱。惜矣、史之闕文也。而今欲補巨獲它本、姑俟異日洽聞之士為焉。云爾。

時寛永丙寅冬十月七日中宵之夜、銷燭研露、始終其功已。

澹菴子柔誌

右は多和文庫蔵本（外題「後三年詞書 木下本」、内題「木下本 後三年戦記」）の奥書であるが、最後の一行を欠いていることを除けば寛文二年刊本に載る奥書もほとんど変わるところがない。同刊本の奥書

については古く小川壽一氏によって林鶯峰の識語と解する説がおこなわれていたが、笠氏は別人の作とみており、私もやはり笠氏の説を支持する。小川氏の説にとつてとりわけ致命的なのは、奥書が刊本のために草されたものであるならば本文は漢字カタカナ交じり文で翻刻されていなければならない筈であるのに（「此以片假字交真字」）、そうではなく漢字草体かな交じり文となっている点である。また笠氏が挙げた二本によって奥書が寛永三年に書かれた可能性が高いと考えられるのであれば、元和四年（一六一八）生まれの鶯峰の作ではありえない。それではその父羅山の作と考えられるかといえば、小松茂美氏が所蔵する池田忠雄宛の羅山書状によれば、彼は寛永五年（一六二八）四月の時点において未だ東博本『絵詞』を見つけてはいなかったことが窺え、それもまたありえないことが判明する。

そこで多和文庫蔵本の奥書を見ると、日付の下に「澹菴子柔」の署名が見出せる。これは三宅澹庵の号であり、京都の堀杏庵に学び、その推挙によって山城淀藩主松平定綱に仕え、定綱の伊勢桑名転封後には立教館総教として藩士子弟に教授した人物である。定綱が遠江掛川より淀へ転封されたのは寛永二年（一六二五）のことであり、澹庵が東博本の詞書を筆写したとみられる同三年十月には未だ定綱に仕官していなかった可能性もあるが、東博本各巻の表紙題箋は森尹祥の序文奥書によれば「寛永の頃」に青蓮院宮尊純親王によって書かれたとされており、寛永三年に東博本『絵詞』が岡山より京都へ送られ披見されたことがあったと推察される。おそらくその際に澹庵はそれを実見したのであろう。

以上のように、寛文二年刊本の奥書は元々澹庵によって書かれたものなのであり、鶯峰は東博本『絵詞』を直接参照せずに澹庵書写本系の写本に依拠して東博本残存部分の本文を翻刻し（底本の漢字カタカナ交じり文を漢字草体かな交じり文に変換）、それに序文と第一巻に

相当する本文とを別のある写本によって補刻し、最後に日付・署名部分を削除した澹庵の奥書を付したものとされる。そしてその結果、本文と奥書との間に少なからぬ矛盾を生じることとなったのである<sup>④</sup>。

なお多和文庫蔵本は本文に若干の誤脱を存するが、かなり忠実な東博本詞書の転写本である。同本は澹庵自筆本ではなく、享保十六年（一七三一）の東海平維章による第二の奥書に木下順庵旧蔵本であった旨が記されており、おそらく順庵が書写したものらしい。また『後三年記』本文の直前に「此書首、在陸奥話記、無異刊行之書。但無序辞已。故省略。」との本文と同筆の小字追記があり、「刊行之書」とは寛文二年刊本のことであろうから、同本は『話記』本文と澹庵本『後三年記』を併せ筆写して成った両書合綴本の『後三年記』の部分で、寛文二年以降に順庵が写したものであろう。ちなみに順庵の師松永尺五と澹庵の師杏庵と羅山の三人は、ともに近世儒学の祖といわれる藤原惺窩の門人であった。

松平文庫蔵本（外題「後三年記」）もきわめて忠実な東博本詞書の転写本で、多和文庫蔵本と同系の写本と判断される。澹庵自筆本の態様を最もよく伝えているのは、多和文庫蔵本ではなく、同本なのかもしれない。「尚舎源忠房」蔵書印が捺された肥前島原藩主松平忠房の旧蔵本で、忠房は鶯峰や播磨姫路藩主榊原忠次と親交をもったことで知られる好学の士であった。あるいは寛文二年刊本が底本としたのもこれに近い内容をもった本であったか。

神宮文庫蔵本（外題「陸奥話記 前九年後三年 合八冊」）は『話記』（陸奥話記 前九年）・『後三年記』（陸奥話後三年記（上・中・下））合綴本である。奥書が同じであるにも拘わらず文字遣いは多和・松平両本とはかなり異なっており、「これ」↓「是」、「いふ」↓「云」、「あり」↓「有」、「かぶと」↓「甲」など漢字の多用がめだつ。その書写

時期は不明であるが、笠榮治氏によれば松平文庫蔵本とともに「古くても寛文の頃を遡らない転写本」であるとされる。だが同本は『話記』と『後三年記』との間に東博本『絵詞』の詞書の欠失部の内容について臆察をめぐらした「陸奥話後三年記、私云、旧本卷首已脱。故勘諸書、此一段追加」と題する文章を記していて、それによれば書写者は寛文二年刊本に存する物語冒頭部の内容を知らなかったらしいから、寛文以前に書写がおこなわれた可能性も否定できないように思われる<sup>⑤</sup>。また同本の特色として、東博本上巻にみられる錯簡が文章の入れ替えによって正されていることが挙げられるが、錯簡が発生する前に本文を書写したことに由来するものとは考えにくく、書写者が物語展開の矛盾に気づいて詞章の順序を入れ替えたものであろう。

狩野文庫蔵本（二冊、外題「陸奥話記 後三年（序□□・中下）」）は前述のように、物語冒頭部を含む一部分が寛文二年刊本以前に遡る古態を有する点に独自の特徴があるが、序文においては刊本と同じく「就中に清和御代、殊に吾山の仏法を崇御す。其往好を思ふに、流を對ては、必ず源を尋ぬへきことほりあり。況や又當時天下の静謐、海内の安全、しかしながら源氏の威光山王の擁護なり。」の部分で欠如している点よりみて、おそらく林家の周辺において筆写されたように推察される<sup>⑥</sup>。なお序文と第一巻相当部分以外の本文は、若干の誤脱もみられるが神宮文庫蔵本と同一と認められる。

以上の四本（いずれも本文は漢字カタカナ交じり文）の他にも、類似的の奥書を有する諸本がある。まず加賀市立図書館聖澤文庫蔵本（外題「武衡記 一名奥州合戦記 全」）の奥書は正保五年（一六四八）の年紀をもつが、先の四本や刊本とはかなりの異同がある。

此記、不知誰某作也。在備前宰相思雄卿之家塾也。本図記三卷、上卷土御門文殿寄人仲直、中卷持明院左少将保脩、下卷世尊寺從三位行忠各写其詞。図即画工飛驒守惟久筆也。<sup>\*</sup>吁平家物語

者、出<sub>三</sub>于承久兵乱記上。此記亦出<sub>三</sub>于保元平治記上。惜哉、此記卷首、日本已脱落。蓋史之闕文乎。

正保五年戊子二月三日

勿謂子書

前掲の奥書と相違する部分に圈点を付したが、中途にかなりの省略部分もあって簡略なものとなっている。「勿謂子」が誰かは不明。本文は漢字草体かな交じり文で書かれており、「其間仮字遣等…」以下の部分はそれ故省筆されたものか。なお同本の本文は文字遣いが先の二グループ四本ともかなり異なり、次に挙げる彰考館蔵本に近い。

水府明德会彰考館蔵本は『話記』(内題「陸奥話記」一名陸奥物語)・

『後三年記』(内題「武衡記」一名奥州合戦記)合綴本であり、漢字カタカナ交じり文の本文をもつ。奥書は聖藩文庫蔵本のものでたいたい同じであるが、※のところ「予得<sub>レ</sub>適見<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>勝欣賞焉。写而留焉。其間仮字遣等、唯随<sub>レ</sub>其本、真字以<sub>レ</sub>真字写、仮字以<sub>レ</sub>仮字写、不<sub>レ</sub>更<sub>ニ</sub>一字也。他日得<sub>レ</sub>善本以<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>校合、須<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>証本也。予按、此記、詞簡古而理較著」という多和文庫蔵本のもとの概ね共通する文章(圈点は相違する部分)が入る点が異なっている。彰考館蔵本の本文には、「い<sub>レ</sub>うやう」↓「云様」、「かたき」↓「敵」、「そこ」↓「足下」、「雨のことし」↓「如雨」、「せめた、かふ」↓「攻戦」、「し給はむ」↓「仕給」といった漢文臭い文字遣いがきわめてめだち、東博本詞書の原型からは大きく遠離っている。「武衡記」一名奥州合戦記なる古風な標題をもつ点をも併せ考えるならば、寛永三年書写の澹庵本よりも前に流布していた古本の態様を伝えるものではなからうか。なお彰考館の前身をなす水戸藩の史館は明暦三年(一六五七)に開設され、同藩の修史事業が漸く活気を帯びてきたのは寛文年間(一六六一―一七三三)頃であったので、彰考館蔵本の書写時期は聖藩文庫蔵本よりも後とみられるが、但し本文はおそらく彰考館蔵本のかたちの方が古く、聖藩文庫蔵本はそれをもとに漢字表記の一部をかな表記に改め漢字草体か

な交じり文に変換したものと推測される。

また彰考館蔵本の転写本には、九州大学附属図書館蔵本(外題「陸奥話記」)、『話記』(『後三年記』合綴本)と国立公文書館内閣文庫蔵本(一)本(外題「武衡記」一名奥州合戦記 全)がある。

内閣文庫蔵本(二)本(外題「奥羽軍志 完」)、『話記』(『後三年記』合綴本)はやや不思議な成り立ちをもった写本であり、『話記』は完全に寛文二年刊本の転写であるが、『後三年記』(内題「武衡記 自永保三年至応徳年中、寛治五年九月記」)の方は東博本詞書の現存部分のみを漢字草体かな交じり文で記したもので、しかも奥書は彰考館蔵本のもとの同一である。『後三年記』本文は彰考館蔵本の系統とみられ、一部の漢字を草体かなに変換したもので、聖藩文庫蔵本とよく似た成り立ちをもった本であるといえよう。

九州大学附属図書館萩野文庫蔵本(一)本(外題「奥州後三年記 上中下」)は明和七年(一七七〇)に紀宗直が播磨姫路藩主酒井忠恭蔵本を書写したものの転写本であり、本文は漢字草体かな交じり文であるが、これもまた彰考館蔵本と近い系統に位置するとみられる。奥書は寛文二年刊本所載のもの途中を省き短くしたような体裁をもつ。

以上に挙げた諸本の他に、伊勢貞丈書写本を祖本とする写本群がある<sup>(48)</sup>。本文そのものは寛文二年刊本の転写とみられ、末尾に「明和七年庚寅春三月廿六日写之／東都扈從隊士伊勢平貞丈」の日付・署名があり、「奥州後三年記の後に録す」と題した五条におよぶ注記を付す。その注記によれば、貞丈はこの時すでに、東博本「絵詞」が『吾妻鑑』承元四年十一月二十三日条の『奥州十二年合戦絵』の一部であると誤解している。あるいは彼は、寛文二年刊本と絵巻模写本とで本文に異同があることに気づき、前者が後世の作である「貞和の本」にもとづいたために本文中に誤脱を生じたと考えたのかもしれない。その貞丈が本来のテキストへの追究心より、安永三年(一七七四)に新井白石

旧蔵の絵巻写本を借り受けて模写をおこなったことについてはすでに先に述べた。

最後に群書類従本について触れたい。同本の序文と第一巻に相当する本文はほとんど寛文二年刊本と変わるところがなく、その原稿は同刊本に依拠して作成されたと考えられる。一方東博本詞書が残存する三巻分については同刊本を底本とし、彰考館蔵本系の写本と校合して誤脱等の修補をおこなったらしい。しかしながら群書類従本の本文は細部で東博本詞書とはかなり異なっており、『群書類従 第二十輯』所収の活字本には東博本との校異が注記されているものもそれのみわめて不十分なもので、長年研究者に利用され続けてきた同本の本文は実は決して良質なテキストとはいえない。

#### 四 物語原本の成立をめぐる

すでに確認したように、現存する諸本は絵巻・詞書を問わず全て南北朝期に制作された東博本『絵詞』を祖本としており、現在同『絵詞』では失われている冒頭部を含む一部分もまたその本来の本文にもとづいていると推察される。とすれば、現在知りうる物語本文は後三年合戦が起こった平安後期より二百五十年以上も経た後に書かれたことになり、その点だけをみれば『後三年記』には史料の信憑性があまり期待できないようにも思えてしまう。そこで『後三年記』の史料性格について今少し具体的に考えたい。

まず最初に問題となるのは、東博本よりも百七十年あまり前の後白河院政期に制作されたことが知られる承安本と東博本との関係である。『吉記』承安四年（一一七四）三月十七日条には、承安本絵巻にまつわる由緒が簡略に記されている。

十七日甲辰、拾遺來臨。為見申絵、所招引也。件絵義家朝臣為陸奥守之時、与彼国住人武衡・家衡等合戦絵也。件事雖有伝言、委不記、又不画。静賢法印先年奉院宣始令画進也。彼法印借出御倉送之。為消徒然歎。

これによれば、同絵巻は静賢法印が後白河院の命を受けて制作・進上したものであるといい、「義家朝臣為陸奥守之時、与彼国住人武衡・家衡等合戦絵」というはなはだ熟さぬ言い方で呼ばれている。また『康富記』文安元年（一四四一）閏六月二十三日条にも同じく静賢にまつわる合戦絵巻のことがみえ、「但自御室寺宮御宝蔵被召寄、後三年絵被御覽云々。（中略）此絵四卷在之。承安元年月日、依院宣、静賢法印其時は上座にて、承仰、令絵師明実図也云々。」と記されている。同絵巻は当時仁和寺御室の宝蔵に収められていたように、全四巻より成り、承安元年（一一〇七一）に静賢が院宣を奉じて絵師明実に画かせたものであったという。なお同条には右の引用部分に続いて、承安本絵巻の詞書に記されていた物語の梗概が筆録されているが、その内容は若干の食い違いもなくはないものの概ね『後三年記』本文とよく対応しており、承安本詞書と東博本詞書との親近性を示していることがわかる。また美術史的にも東博本の絵には服装・武器の形や人物の描き方などに平安末期の古画の影響が看取れ、これまでも東博本が承安本を直接参照して制作されたのではないかと推測がしばしばおこなわれてきた。<sup>51)</sup>

一方で笠柴治氏は、絵巻の呼称に注目し独自の見解を述べている。すなわち『吉記』の絵巻はその呼称の通りに義家対武衡・家衡の合戦譚を主とするものであり、合戦全体の物語が未成立の段階における作品と論定、他方『康富記』の『後三年絵』は承安本を元に大幅に増補された結果成立したところの、争乱の全貌を内容とする「成長した」絵巻であったとする。また『康富記』の絵巻と東博本との関係について

でも、前者の後者に対する影響もある程度は考えられるものの、基本的には遠い関係の異本と捉えるべきであるとする。

笠氏の説はユニークな着眼にもとづく興味深い見解であるが、『吉記』の絵巻について、単に呼称のみに依拠して説話の世界の素朴な合戦譚を記したものに過ぎなかったと推察している点には、やはり率直な疑念を禁じえない。すでに論じたように「後三年」という語は合戦に対する通用の呼称として成立したに過ぎず、その背景に合戦そのものに対する史的認識の深化や全体像復元への試みがあったとまでみるのは解釈の過剰であろう。また確かに氏がいうように、「義家朝臣為陸奥守之時、与彼国住人武衡・家衡等合戦絵」は永保三年（一〇八三）に始まる合戦を描いた絵巻の呼称として全く相応しくないが、当時はまだこの合戦に対する通用の呼称がなく、しかも相当に複雑な因果関係をともなう事件であるために簡要な標題を付すことも困難で、やむを得ず史上周知の義家と武衡・家衡との合戦を描いた絵巻であるとの形容がなされたとしても、とくに怪しむには足りないのではなからうか。『吉記』の絵巻はやはり通説のように、『康富記』の記主中原康富が実見した『後三年絵』と同一物であったと考えるのが穏当であろう。また承安本と東博本との関係についても、詞書と絵の双方の観点よりこれまで指摘されてきた諸知見に従い、直接的な継承関係にある互いに比較的距离の近い異本と考えるととくに支障はないように思われる。

ところで近年野中哲照氏は、これまでにない新たな手法を用いつつ『後三年記』の成立について多面的に研究を重ね、『後三年記』の物語原本は承安本『後三年絵』の制作よりもさらに半世紀ほど前に成立しており、しかもその文章は原本→承安本→東博本と書き継がれる間にもさほど大きな変容を蒙ることはなかったと結論している。

野中氏はまず、東博本の詞書が絵なしでも文芸作品として十分に通

用すること、文体の統一性や「表現連鎖」の観点よりある一時期にある一元的な構想力の下に成立したとみられることを論じ、文章のみの『後三年記』が絵巻に先行して存在した可能性を指摘した。次いで東博本と承安本との関係を詳細に論じ、両本の詞書は「記述量にほとんど差のない、校合できる程度の異本関係」にあると推断した。さらに、現存『後三年記』本文について文法的側面からの調査をおこない、敬語の用法や平安時代的な語彙などの分析結果より『栄花物語』や『大鏡』の成立時期と重なる院政初期頃に特徴的な様相が顕著であること<sup>⑤</sup>を指摘、また鎌倉時代に成立した『古今著聞集』『十訓抄』にみえる後三年合戦関係の挿話は明らかに『後三年記』よりも後次的に成立したものであるとしている。

そして以上の諸論点を前提といたうえて、①「直接の参戦者の生存中に取材されたような実体密着性」や「合戦の歴史的評価を明確にしない戦場記としての作品相」が認められる点より、原本は合戦を体験した人々の存命中に書かれた可能性が高い、②義家に兵法を指南した頃まだ二十三―三十四歳であった大江匡房（天永二―一一一一年に七十一歳で没）のことを「翁」と称している点から、原本は彼の没後暫く経過してその実在感が薄れてから書かれたと考えられる、③陸奥国を「当国」と称し、「陸奥のならひ」「みちの国には」などと陸奥国内での慣例を説明するような口吻がみられることは、原本が同国内で成立したことを窺わせる、④金沢柵攻防戦の記述に至って突然清衡の影響が薄くなっている点は、朝廷の咎めを受けた合戦の責任を義家と吉彦秀武に帰すための原本作者による作為とみることができるといった一層具体的な論拠にもとづいて、野中氏は、『後三年記』の原本が藤原清衡の影響下で一一二〇年前後に成立したとの瞳目すべき結論を提示したのである。

私もまた、野中説の結論を支持するものである。すでに旧稿におい

てそう考える理由を概略的に記したけれども、以下ではさらに具体的に敷衍して述べておきたい。

①『後三年記』では、清原一門の人物が初出時にも多く名のみの無姓で登場している。その典型は清衡・家衡であり、「みちの国に清衡・家衡といふものあり。清衡はわたりの権大夫経清か子なり。経清、貞任に相ぐしてうたれにし後、武則か太郎武貞、経清か妻をよひて家衡をうませたるなり。」と所見する。金沢柵の槽上より義家を罵倒して深い憎しみを買った千任も、「家衡かめのと千任といふ者、やくらのうへに立て声をはなちて將軍にいふやう」と無姓で登場する。但し『康富記』の承安本詞書の要約文には「平千任」とみえるが、それは野中氏のように同本の画中注記にもとづくものとも解され、おそらく承安本詞書でも無姓で登場していたものと思われる。また同じく『康富記』では、真衡に加担した義家との徹底抗戦を主張した重光のことが「清衡之親族重光」と無姓で記されており、『後三年記』本文の欠失部のことはいえ、千任の例よりみて中原康富は絵巻中に重光の姓が何らかのかたちで書かれていればそれを記入するはずであろうから、やはり重光も無姓で登場していたのであろう。

なお清原一門の人でも真衡と吉彦秀武だけは初出時に姓をとまなっているが、逆に彼らのみは合戦の発端を作った人物として別格扱いを受けているとも解しうる。物語後半で一方の主役格として活躍する武衡と、重光同様清衡の親族かとみられる重宗が果たして初出時に姓をとまなっていたかは、中途に欠失部があるため不明とせざるをえないが、あるいはともに無姓で登場していたのではなからうか。

他方で、義家配下の武士は、兵藤大夫正経・伴次郎兼仗助兼・鎌倉権五郎景正・三浦の平太郎為次・大三大夫光任・腰滝口季方・末割四郎惟弘・梶の小次郎次任と多くが姓名と通称を組み合わせた名乗りのかたちで現れている。清原一門の人々との表記の差は歴然としてお

り、おそらくは物語原本の作成時に彼らに関わる合戦譚を記した何らかの文献が参照され、その人名表記が踏襲されたために、互いに類型を異にする人名が共存する結果を生じたのであろう。そして清原一門の人々の名が多く無姓で登場するのは、とりもなおさず原本が清原氏の身内の人物の影響下で成立したことを示唆しているのではなからうか。

②『後三年記』の冒頭部には「康平のころほひ、源頼義、貞任・宗任をうちし時、武則一万余人の勢を具して御方にくは、れるによりて貞任・宗任をうちたいらけたり。これによりて武則か子孫六郡の主となり。それよりさきには、貞任・宗任か先祖、六郡の主にてはありけるなり。」と記され、安倍氏こそが本来の奥六郡主であったことが明示されている。『話記』の冒頭部で、「六箇郡内、有<sub>二</sub>安倍頼良者<sub>一</sub>。(中略)自称<sub>一</sub>酋長<sub>一</sub>、威權甚、使<sub>二</sub>村落皆服<sub>一</sub>、横<sub>二</sub>行六郡<sub>一</sub>、囚<sub>二</sub>俘于庶士<sub>一</sub>。驕暴滋蔓、漸出<sub>二</sub>衣川外<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>輸<sub>二</sub>賦貢<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>勤<sub>二</sub>徭役<sub>一</sub>。代<sub>二</sub>と恣<sub>レ</sub>已雖<sub>レ</sub>蔑、上不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>制<sub>レ</sub>之。」などと無法者の暴君として殊更に貶められていた安倍氏への同情から、歪められた安倍氏像の矯正を図ろうとしたものであろう。

同じく『後三年記』冒頭部には、真衡に対して「心うるはしくしてひかことをこなはず、国宣ををもくし朝威をかたしけなくす。」との言辞がみえるが、物語中で専制君主的性向の強い人物として描かれている彼への評としては若干の違和感がある。私はこれが、国家政府の委任の下に陸奥国北部の地を治める職責を課された奥六郡主の職務心得に相当するものではなかつたかと推測する。とすればこの文章もまた、『話記』の「史観」を暗に批判し、本来の奥六郡主であった安倍氏の復権を求める意志の下に記された可能性がある。

そのような安倍氏への配慮や『話記』の「史観」に対する批判が『後三年記』の本文中に見出せるのであれば、安倍頼時(良)の外孫として

奥六郡主安倍氏嫡流の血統を引き、実父が安倍氏方の客将として最期を遂げた清衡その人が同書原本の成立に主体的に関与した可能性は、なお一層現実味を帯びてこよう。

③ 東博本の詞書は金沢柵が陥落した日時を「寛治五年十一月十四日夜」とし、翌十五日早朝よりも後に武衡・家衡らが死没したことを伝えていいる。ところが実際に合戦が終結したのは『中右記』『本朝世紀』『百鍊抄』の三書が正しく伝えるように同元年(一〇八七)のことであつて、「五年」は明らかに「元年」の誤記である。しかるに寛治五年(一〇九二)の武衡・家衡らの命日にはある重要な出来事があつたことが知られることから、この誤記はおそらく伝写の過程で生じたのではなく原本作成段階で既に存したものとみられ、なおかつこの誤記が生じたことの裏にはかなり重大な政治的背景が存したように推察される。

すなわち、藤原師通の日記である『後二条師通記』の寛治五年十一月十五日条には、清衡が師通の父である関白師実の許に馬二疋を進上したことがみえる。また清衡はこの時、彼にとつて全政治生命を賭してしたためたかとみられる解文・申文を文筥に収め師実に捧げている。これは決して偶然ではなく、清衡は奥羽における平和回復へのよりどころを得るためのきわめて重大な政治工作を、合戦で無慚な死を遂げた同族たちへの供養の意味をも込めて、敢えて彼らの命日を期しておこなつたものと考えられる。

とするならばこの誤記は、寛治元年十一月十五日における武衡・家衡らの死と、同五年十一月十五日における清衡による関白師実への貢馬という二つの出来事が、物語原本の書き手の意識の中で深く相関連しあつていなければほとんど生じがたいといっても過言ではないと思われ、つまるところ原本の成立には清衡その人か彼の周囲の関係者が直接関与していた可能性がかなり高いように考えられてくるのである。

以上の三点にもとづき、私は野中説を支持し、『後三年記』原本の成立には清衡が深く関与していたと推察するのであるが、但しそれが作成された理由については、現在のところ詳細は不明であるといわざるをえない。幾多の人々を襲つた悲惨な運命や無慚な死について、身分の貴賤や敵・味方、その事情や背景などに関わりなく、感情を交えず淡々と事実を述べていく本書の語り口は読む人にきわめて不思議な印象を抱かせるものであるが、そうした特徴は全ての戦没者の靈魂に対して普く哀悼し冥福を祈念する「中尊寺供養願文」における祈りのありようとも通底しているように思われなくもない。

周知のように、「願文」において清衡は自らを「東夷之遠酋」・「俘囚之上頭」と称しており、そのうち後者は彼が「資祖考之余業」<sup>87</sup>けてその座に就いたと説かれていて、この語は過去に安倍・清原両氏がその地位にあつたところの奥六郡主の公権を指していると考えられる。とすれば、「願文」のこの部分の文章は、安倍・清原両氏がかつて奥六郡主や出羽山北主として奥羽における正統的な政治権力を担ってきた史実を歴史の中に明確に位置づけようとする清衡の主目的意図にもとづいて書かれたものである可能性が高いように窺えるのである。そしてその点は、奇しくも『後三年記』冒頭部に「康平のころほひ、源頼義、貞任・宗任をうちし時、武則、一万余人の勢を具して御方にくは、れるによりて、貞任・宗任をうちたいらけたり。これによりて、武則か子孫、六郡の主となれり。それよりさきには、貞任・宗任か先祖六郡の主にはありけるなり。」と所見する点とまさしく軌を一にしていられるように窺えるのであり、『後三年記』と「願文」との間には相互に何らかの深い関連があつたと考えるのが自然であろう。

かなり大胆な臆測になるけれども、私は清衡が自らおこなおうとしていた白河院への中尊寺伽藍奉獻計画<sup>88</sup>に対する理解と援助を求めるべく、院近臣ら中央政界の要人たちに読ませることを目的として、自身

が当事者として深く関係した後三年合戦の顛末を物語風の文芸作品にまとめたものが『後三年記』の原本の正体ではなかったかと推考する。

### おわりに

本論で考察したように、物語原本が真に十二世紀前期に清衡の影響で成立したとするならば、本書は後三年合戦をめぐる史実説明に十分資するほどの高い史料の価値を確実に有することになる。そのうえ、そこに書かれている合戦の顛末が当事者であった清衡の立場より語られたものであったとみられるのであれば、それを踏まえた的確な洞察・解析をおこなうことで、文章の行間より数多くの内容豊かな手がかりを見出すこともあるいは可能になってくるかもしれない。今後本書がますます歴史研究の史料として有効に活用されていくことを祈念しつつ擲筆する。

- (1) 小松茂美編『日本絵巻大成15 後三年合戦絵詞』（中央公論社、一九七七）年）全編の写真図版と解説が収められている。
- (2) なお『康富記』同条には、周知のように承安本「後三年絵」の物語梗概が記されている。三浦周行氏の発見・紹介にかかるこの史料は、東博本「絵詞」の欠失部に如何なる内容が記されていたかを推測する上できわめて貴重なものであるが（三浦「後三年役」、同氏著『日本史の研究 第一輯下』岩波書店、一九二二年、初出は一九二一年）、両者が決して同一の絵巻ではない点にはやはり聊かの注意を要する。
- (3) 『群書類従 第二十輯』（続群書類従完成会、一九二九年）巻第三百六十九。
- (4) 野中哲照『奥州後三年記』の成立年代』（『鹿児島短期大学研究紀要』五六一、一九九五年）をはじめとする同氏の一連の論考。

- (5) 笠栄治「奥州後三年記」の成立』（栃木孝惟編『軍記文学の始発—初期軍記—（軍記文学研究叢書2）汲古書院、二〇〇〇年）。
- (6) 東博本「絵詞」と同様に同一本に複数の書名が付されている例も少なくない。とくに外題と内題とで標題が異なる写本はかなり多い。
- (7) この問題をめぐる研究史については、庄司浩「前九年の役・後三年の役」の称呼について」（『立正史学』二六、一九六二年）、同「後三年の称呼の再検討」（『史正』四、一九七五年）、笠栄治「後三年記の研究 上」（『長崎大学教養部紀要（人文科学）』一〇、一九六九年）を参照。
- (8) 大森金五郎『武家時代之研究 一卷』（富山房、一九二三年）。
- (9) 喜田貞吉「前九年後三年の称呼に就いて—藤岡学士の反対論に答ふ—」（『歴史地理』三七二、一九二一年）。
- (10) 庄司浩「前九年の役・後三年の役」の称呼について」（『前掲注（7）』）。
- (11) 藤岡継平「前九年後三年役の称呼に対する予の見解」（『歴史地理』三七二、一九二一年）。
- (12) 笠栄治「後三年記の研究 上」（『前掲注（7）』、一三頁）。
- (13) 家衡の挙兵によって幕を開けた同合戦後半戦の開始時期を応徳二年（一〇八五）とみ、寛治元年十一月の金沢柵陥落までに三ヶ年を要したとする見解は古くからあるが（藤岡継平「前九年後三年役の称呼に対する予の見解」前掲注（11）、櫻井清香「戦記絵巻の研究」日本文献資料研究所、一九四〇年、庄司浩「前九年の役・後三年の役」の称呼について」前掲注（7）、庄司浩氏がかつての自説をも批判するかたちで三ヶ年説が成立しがたいことを具体的に論じている（庄司「後三年の称呼の再検討」前掲注（7））。従うべきであろう）。
- (14) 『新日本古典文学大系43 保元物語 平治物語 承久記』（岩波書店、一九九二年）。
- (15) 古谷稔「後三年合戦絵詞」の詞書筆者と書風」（小松茂美編『日本絵巻大成15 後三年合戦絵詞』前掲注（1））。
- (16) 和田英松「前九年後三年合戦絵巻考」（『歴史地理』一八一六、一九二一年）。
- (17) 小松茂美「後三年合戦絵詞—制作スタッフを追う—」（同氏編『日本の絵巻14 後三年合戦絵詞』中央公論社、一九八八年）。
- (18) 笠栄治「後三年記の研究 上」（『前掲注（7）』）。
- (19) 本体各巻の一紙の寸法が縦四五・七センチメートル、横七三・七五センチメートルなのに対して、序文は縦四六センチメートル、横七〇（第一紙）。



- 六〇(第二紙)センチメートルで規格にわずかの違いがみられるが、紙質は同じものようである。
- (20) 小川壽一「奥州後三年記に関する一考察」寛文二年板本を中心としての考察―(『歴史と国文学』二二・五、一九四〇年)は寛文二年刊本に序文が翻刻されていることから、当時東博本には序文が付属していて、寛文以降元禄十四年修補以前に紛失したものと推測するが、次節でみるように寛永三年(一六二六)に書写された詞書写本が後半三巻のみである点よりみて、明らかに成立しがない。
- (21) 河野秀男「後三年合戦絵巻とその思想」(『日本歴史』二二八、一九六七年)。
- (22) 笠栄治「後三年記の研究 上」(前掲注(7)、二一―二二頁)。
- (23) 宮次男「後三年合戦絵巻をめぐる二、三の問題 上」(『美術研究』二五一、一九六七年)、同「後三年合戦絵詞」について(小松茂美編『日本絵巻大成15 後三年合戦絵詞』前掲注(1))。
- (24) 和田英松「前九年後三年合戦絵巻考」(前掲注(16)、小川壽一「奥州後三年記に関する一考察」(前掲注(20))、櫻井清香「戦記絵巻の研究」(前掲注(13))、高崎富士彦「後三年合戦絵詞下」(『ミュージアム』一三七、一九六二年)、河野秀男「後三年合戦絵巻とその思想」(前掲注(21))、古谷稔「後三年合戦絵詞」の詞書筆者と書風」(前掲注(15))。
- (25) 宮次男「後三年合戦絵巻をめぐる二、三の問題 上」、同「後三年合戦絵詞」について(ともに前掲注(23))、小松茂美「後三年合戦絵詞」(前掲注(17))、野中哲照「奥州後三年記」欠失部の分量」(『鹿児島短期大学研究紀要』五七、一九九六年)。
- (26) 注(18)に同じ。
- (27) 注(25)に同じ。
- (28) 野中哲照「奥州後三年記」の本文研究(研究篇)―(早稲田大学教育学部 学術研究「国語・国文学編」三九、一九九〇年)。
- (29) なお笠栄治氏は物語冒頭部を含むこの部分の本文について、「康富記」に誌す仁和寺御室蔵「後三年絵」四巻の「頭前一巻分に相当する」と指摘しているが(笠「奥州後三年記」の成立」前掲注(5))、群書類従本によって当該部分の字数を数えれば二〇一九字で、それは東博本上巻の一九九〇字、中巻の二四九四字、下巻の二〇二一字とほぼ近い字数であり(小松「後三年合戦絵詞」前掲注(17))、この部分が本来六巻より成る東博本の第一巻の詞書に相当するとの見方により適格的である。
- (30) そもそも東博本の前半三巻分が散逸したのはいつのことであったのか。第三節で再び触れるが、寛永三年(一六二六)に詞書のみ筆写がおこなわれた際にすでに序文と前半三巻分は池田家には無かったようであり、それは同家において紛失したのではなく、それ以前にすでに散逸していた可能性が高い。本間游清「耳敏川」は北条氏所蔵に帰して後にそれらが失われたというが、特段の根拠はなさそうである。あるいは北条氏の手へ渡る前に①序文・一卷、②二・三巻、③四・五・六巻に三分割され、①②が別人の所有に帰していたということも決して考えられなくはないようにも思われる。
- (31) 注(29)参照。
- (32) あるいは貞丈旧蔵本が底本とした白石旧蔵本もまた、中尊寺蔵本と同様に元禄改修以前の古いデッサンを参照して書かれたものであった可能性があるかもしれない。
- (33) 同本の軸には「寛文五年三月吉日／公方様松平加賀守様以上□□□□□□□□／絵ハ狩野友善筆」との墨書がみられる。
- (34) 注(18)に同じ。
- (35) 櫻井清香「戦記絵巻の研究」(前掲注(13))。またこの点は宮次男「後三年合戦絵巻をめぐる二、三の問題 上」、同「後三年合戦絵詞」について(ともに前掲注(23))、庄司浩「貞和本」後三年合戦絵巻」の錯簡」(『国華』九八六、一九七六年)によっても確認・支持されている。
- (36) 笠栄治「後三年合戦絵詞」とその伝承」(『語文研究』三二・三三、一九七一年)。なお笠氏は水府明徳会彰考館蔵本をも両本と同類のように扱うが、本文で後述するようにそれは適切ではない。
- (37) 厳密にいえば、「不・勝・欣賞」(多和文庫蔵本)↓「尤・欣賞」(刊本)、「出・平家物語下太平記上」(多和文庫蔵本)↓「平家物語下出・太平記上」(刊本)の二点のみ異なる。
- (38) 小川壽一「奥州後三年記に関する一考察」(前掲注(20))。
- (39) 小松茂美「後三年合戦絵詞」(前掲注(17))、一四頁に全文の釈文が掲げられている。
- (40) 笠井助治「近世藩校に於ける学統学派の研究 上」(吉川弘文館、一九六九年)。
- (41) 但し寛文二年刊本の本文は澹庵書写本系の写本に全面的に依拠しているのではなく、彰考館蔵本系の古本によって文字を改めたり、漢字表記を草体かな表記に変えたりしている部分がかかなりある。また原因は不明であるが、杜撰な誤脱もかなり多い。

(42) 奥書通りであれば東博本詞書とまったく同じ文字遣いの漢字カタカナ交じり文でなければならぬが、刊本の本文は草体かな使用でしかも漢字・かなの使い分けも東博本とはかなり相違している。また奥書には「此記、巻首旧本已脱。」とあるが、刊本では第一巻にあたる巻首部分に翻刻されている。

(43) 笠栄治「後三年合戦絵詞」とその伝承」(前掲注(36))、一〇九頁。

(44) なお同本は、「陸奥話記 前九年」・「陸奥話記後三年記、私云、旧本巻首已脱。故勘諸書、此一段追加」・「陸奥話記後三年記 上」と「陸奥話記後三年記中」の冒頭六行目までが同一人によって書写されており、その後は別人の筆で「陸奥話記後三年記 中」の残り」と「陸奥話記後三年記 下」・奥書が書かれている。両人が底本として用いた本も同一であったと推察されるが、あるいは前後とは書写時期がやや異なるのかもしれない。

(45) この部分が「徳川將軍家に対しても面白くないので、鷲峰によって削除されたのではないかと指摘は、すでに小川壽一氏によってなされている(小川「奥州後三年記に関する一考察」前掲注(20))。また狩野文庫蔵本は、東博本が現存する後半三巻分については内題も含めて神宮文庫蔵本と同一の本文を有するが、別稿において明らかにしたように、神宮文庫蔵本中の「話記」は松平文庫蔵本「話記」ときわめて親近な本文をもち、しかも後者は国立公文書館内閣文庫蔵(二)本「話記」(林羅山旧蔵本)と同種に属するから、これらの諸本の成立は幕府の修史事業と深い関わりをもっていたことが窺われる(樋口知志「陸奥話記」について「歴史」一一三、二〇〇九年)。

(46) 注(30)でも指摘したように、東博本は後北条氏が所蔵していた段階ですでに後半三巻分だけとなっていた可能性が高く、彰考館蔵本の祖本はその頃に成立したのではないかと推測される。同本には、「兵衛尉(東博本) ↓「左兵衛尉」「給るは」(同) ↓「給ナハ」「かなしくも」(同) ↓「口惜クモ」「読みけり」(同) ↓「読みケル」、「野に伏とときに」(同) ↓「野ニ伏トキハ」といった単なる文字遣いの違いに留まらぬ東博本との異同がかなりみられ、また上巻末の「末四郎。末四郎といふは……」という部分の「末四郎」を同語重複とみて誤って削除するなど、長く巷間を流伝する間に生じた痕跡らしきものが窺える。軍記物語らしさを強調するための漢文的表記の多用も、おそらくその間におこなわれた本文修正の所産であろう。

(47) 久保田収「近世史学史論考」(皇学館大学出版部、一九六八年)。

(48) 貞丈書写本系の諸本には、京都大学文学部国文学研究室蔵本(「話記」との合綴本)・東京大学附属図書館蔵本・西尾市岩瀬文庫蔵本・国立国会図書館

蔵(一)本(外題「奥州後三年記 完」)がある。なお静嘉堂文庫蔵本は寛文二年刊本を転写した後に貞丈の注記の文を写しており、九州大学附属図書館蔵野文庫蔵(二)本(外題「後三年記 完」)は寛政十一年(一七九九)十二月四日書写の奥書を有し群書類従本と類似の本文をもつが、貞丈の「奥州後三年記の後に録す」注記や、彼が安永三年(一七七四)二月に絵巻の模写本を作成した際の奥書などを末尾に付している。また宮内庁書陵部蔵本と北海学園大学北駕文庫蔵本(外題「奥州後三年記 玄恵法印序文」)はともに末尾に「伊勢蔵本写」と記し、一部に刊本の訂正箇所もみられる。

(49) 群書類従本と寛文二年刊本との異同は東博本が残る後半三巻分においてもそれほど多くないが、後者が誤脱した部分を補った字句の中に「暇」(東博本「いとま」)、「申上る」(同「申上し」といった彰考館蔵本に独自の文字遣いがみられ、「兵衛尉」(寛文二年刊本) ↓「左兵衛尉」「哀しくも」(同) ↓「口惜くも」などの書き換えも同じく彰考館蔵本系の本に従ったと推定される。

(50) 關係之助「後三年合戦絵巻に現れたる武装に就て(一)」「(二)」「(三)」「(四)」「(五)」「(六)」「(七)」「(八)」「(九)」「(一〇)」「(一一)」「(一二)」「(一三)」、高崎富士彦「後三年合戦絵詞(下)」(前掲注(24))。

(51) 三浦周行「後三年役」(前掲注(2))、宮次男「後三年合戦絵巻をめぐる二、三の問題 上」(前掲注(23))、同「同 下」(「美術研究」二五四、一九六七年、同「後三年合戦絵詞」について「前掲注(23))。

(52) 笠栄治「後三年記の研究 上」(前掲注(7))、同「後三年合戦絵詞」とその伝承」(前掲注(36))、同「奥州後三年記」の成立」(前掲注(5))。

(53) 『醍醐寺新要録』所引『慶嘉法橋記』逸文に、建暦二年(一一二二)二月に仁和寺御室(後白河院の子道法法親王)が醍醐寺を訪れた際に、静賢の弟の醍醐寺座主勝賢が「將軍三郎合戦絵」を供覧した記事がみえる。これが承安本に他ならないことは明らかであるが、この呼称は武衡を主人公とした絵巻の謂ではなく、義家が強敵武衡を滅ぼした合戦を描いた絵巻を指示するものであろう。

(54) 小林賢章「貞和本後三年合戦絵詞」の詞章」(「帝塚山短期大学紀要」五四一六一、一九七九年)は助動詞「けり」が多用されている段の説話は「康富記」の物語梗概より漏れているものが多いとして、東博本が作成された際に承安本に無かった話が少なからず増補されたとする。だが野中哲照氏がいうようにその点は説話の元となった素材に存した特徴とみることも可能で(野中「奥州後三年記」の文体と語り手の表現意識」早稲田大学教育学

- 部 学術研究(国語・国文学編)三八、一九八九年)、しかも小林氏が挙げた説話のうち義家が大江匡房より兵法を学んだ話は『古今著聞集』所載のもの以前の古態を存するから(同『奥州後三年記』の文学的位相―作品成立の時代をさぐる(5)―)「鹿兒島短期大学研究紀要」五四、一九九四年)、同氏の見解には疑問の余地が大きい。
- (55) 野中氏のいう「表現連鎖」とは、①場面展開の連続性を意識した表現、②表現や場面の呼応性、③認識の通底や一貫性によってある部分が他の部分と相互に結びついている状況を指している。
- (56) 野中哲照「『奥州後三年記』の文体と語り手の表現意識」(前掲注(54))、同『奥州後三年記』から「後三年合戦絵詞」へ(徳江元正編「室町藝文論攷」三弥井書店、一九九一年)、同『奥州後三年記』の表現連鎖―承安本との関係調査のための前提として―(『古典遺産』四二、一九九二年)。
- (57) 野中哲照「貞和本『奥州後三年記』の後次性―作品成立の時代をさぐる(1)―」(『鹿兒島短期大学研究紀要』五〇、一九九二年)、同『奥州後三年記』貞和本と承安本との関係―作品成立の時代をさぐる(2)―(『同』五一、一九九三年)。
- (58) 野中哲照「『奥州後三年記』本文の時代相―作品成立の時代をさぐる(3)―、敬語の用法をめぐって」(『鹿兒島短期大学研究紀要』五二、一九九三年)、同『奥州後三年記』の古相―作品成立の時代をさぐる(4)―(『同』五三、一九九四年)。
- (59) 野中哲照「『奥州後三年記』の文学的位相」(前掲注(54))。
- (60) 野中哲照「『奥州後三年記』の成立圏―奥州成立の可能性をさぐる―」(『鹿兒島短期大学研究紀要』五五、一九九五年)、同『奥州後三年記』の成立年代」(前掲注(4))。
- (61) 勿論、野中氏の論の中心に一切の疑問がない訳ではない。例えば表現連鎖の問題は物語作者の編集技術の巧拙とも関連するとみられるから、東博本詞書に全く増補された章段がなかったともいえるまい。また「陸奥のならひ」―「みちの国には」などの言い回しも、承安本絵巻制作段階で付加された可能性があるが、原本が陸奥で書かれたことの根拠となしうのかは微妙で、とにかく判断しかねる。とはいえ、それにも拘わらず野中氏の論証は全体として概ね有効であり、その結論は十分に支持しうると考える。
- (62) 樋口知志「前九年合戦と後三年合戦」(入間田宣夫・本澤慎輔編『平泉の世界』高志書院、二〇〇二年)。
- (63) 野中哲照「『奥州後三年記』貞和本と承安本との関係」(前掲注(57))。
- (64) 私見では、武衡は陸奥国南部太平洋沿岸地域に勢力を張っていた海道平氏(磐城氏)の娘婿を迎えられて同氏嫡流を継ぎ、平姓を名のついていたと推察している。また重光と重宗は、「話記」中に引用された康平五年(一〇六二)十二月十七日陸奥国解に「斬獲賊徒」の一人として名がみえている藤原重久の血縁者(おそらくは子息)であつたらしく、清衡の父経清の親族であつた可能性が高い(樋口知志「藤原清衡論(上)」アルテス・リベラレス『岩手大学人文社会科学部紀要』八二、二〇〇八年)。あるいは「後三年記」原本は、これらの人物を無姓で記すことで、当時の清原一門内に生じていたきわめて複雑な政治的内情が後世に伝わることを避けようとしていた可能性もある。
- (65) 例外はいずれも東博本下巻の部分に①「藤原資道」、②「備仗大宅光房」、③「源直」の三例が見出せる。他の義家配下の武士と表記が異なる理由は不明であるが、あるいはもとづいた素材(＝原史料)における表記法の違いに起因するものか。
- (66) 『今昔物語集』卷第三十一「陸奥国安倍頼時、行胡国空返語第十二」は、その文末にみえるように筑紫に流刑の身となつていた頼時三男宗任より取材した話であつたらしいが、ここでは陸奥国の奥に住む「夷」と同心して謀反を起こそうとしているとの嫌疑をかけられ源頼義に追討されそうになつた頼時が、「我レ、更ニ錯ツ事無シト思ヘドモ、此ク責ヲノミ蒙レバ、敢テ可ト通キ方無シ。」と自らの無実を独白している。宗任は父頼時が奥六郡主の職掌に誠心精励して何ら謀反の事実はなかつたと主張していたものと思われ、「後三年記」冒頭部分における安倍氏復権への配慮と軌を一にしているように窺える点はいへん興味深い。
- (67) 『中右記』寛治元年十二月二十六日条、「本朝世紀」同日条、「百鍊抄」同日条。
- (68) 遠藤基郎「平泉藤原氏と陸奥国司―清衡、基衡まで―」(入間田宣夫編『東北中世史の研究』上巻、高志書院、二〇〇五年)。

## 【付記】

本稿は、二〇〇八年四月一日より九月三〇日までの半年間にわたるサバティカル(人文社会科学部、平成二〇年度前期分)における研究成果の一部である。

